番号	（1）
項目	子どもたちの安全と健康な発達を守るため、国の対応を待たず、市として独自に保育士の配置基準を０歳児２：１、１歳児４：１、２歳児５：１、３歳児 10：１、４～５歳児 15：1 にすること。また、配置基準を引き上げることにより待機児童が増えることのないよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。

（回答）

保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。

保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えております。

平成 27 年度から３歳児、令和６年度から４歳以上児、令和７年度から１歳児の配置改善加算が設けられましたが、さらなる配置基準の改善がなされるよう他都市と連携を図り、国に対して引き続き要望してまいります。

また、本市では、待機児童ゼロの維持と保育を必要とする全ての児童の入所枠確保を図るため、認可保育所等の整備を進めております。

なお、認可保育所の新設や増設等の整備計画策定に際しては、公立保育所をはじめ既存施設の定員や入所申込み状況等も考慮しております。

担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課（認可給付 G）　電話：06-6208-8018 こども青少年局幼保施策部幼保企画課（環境整備 G）　電話：06-6208-8126

番号	（2）
項目	保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営費減収分を補う運営費補助制度を半年以降も拡充すること。

（回答）

「０歳児途中入所対策事業」については、０歳児は年度途中の入所が多い実態があるものの給付費は入所児童数に基づき支払われること、年度途中の保育士確保の困難さから４月に雇用しておく必要があることにより、人件費について施設の負担が大きくなり、施設経営を圧迫している現状にあることから、この間、施設側より人件費の補助を求めるご意見が多数あり、令和６年度より実施しております。

支給対象につきましては、本市では10月時点で多くの施設がほぼ定員数に達しているという状況を踏まえ、補助期間を４月から９月としております。

担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課（認可給付G）　電話：06-6208-8105

番号	（3）
項目	看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配置出来るよう市として財政措置すること。

（回答）

看護師配置については、現在、民間の保育所・認定こども園の全施設を対象に、看護師等の配置に必要な人件費を支援する「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」を行っております。なお、上限額は月額374,600円となっております。

また、看護師配置については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、看護師配置の加算制度が創設されるよう国に対して要望しております。

担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課（認可給付G）　電話：06-6208-8259

番号	（4）
項目	感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充すること。

（回答）

保育所の設備基準については、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例において、保育を受ける児童の健やかな成長と安全の確保を最優先に考えて定めており、この中に保育室や屋外遊戯場の基準についても定めております。

条例の趣旨を踏まえ、保育室の面積基準については、０歳児及び１歳児においては、国基準の「乳児室1.65㎡又はほふく室3.3㎡以上」を上回る「０歳児5.0㎡以上、１歳児3.3㎡以上」としており、２歳児以上においては国基準どおり「1.98㎡以上」としております。

担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課（認可給付G）　電話：06-6208-8018

番号	（5）
項目	障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ、専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子どもでも多様な配慮が必要な事例が増えている現状に対応し、充分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと。

（回答）

本市では、地域社会の中で障がいのあるこどもが仲間と共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っております。

民間保育施設に対して、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費（特別支援保育事業）」により、障がい児の対応を行うために配置する、特別支援保育担当専任保育士等の人件費の助成を行っており、令和５年度からは算定基準を緩和する等、更なる受入れの促進を図っています。

さらに、令和７年度からは、障がいの疑いに該当すると医師が診断している児童や、障害児通所給付費等の給付決定を受けている児童も上記支援費の支給対象とするなど、受入れの実態に即した助成を行えるよう、制度を拡充したところです。

今後も引き続き特別支援保育の充実に向け、事業内容を検討してまいります。

担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課　電話：06-6684-9709

番号	（6）
項目	「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とするすべての子どもたちへの支援ができるよう、制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。

（回答）

「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」では、保育施設における特別支援保育の充実を図るために巡回指導講師を派遣し、支援を必要とする児童の行動観察や分析を基に、支援方法の提案を行っております。また、必要に応じて関係機関等との連携について助言をしております。講師の人数については、令和５年度及び令和７年度に要員を各１名増員し、制度の拡充を図っているところです。

なお、本市では、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、手帳の交付や医療機関の診断（「疑い」を含む）、障害児通所給付費等の給付決定を受けていること等を支給要件とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当保育士等の人件費を助成しております。

今後も引き続き、「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」により、保育所における特別支援保育の充実に努めてまいります。

担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9709

番号	（7）
項目	保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行うこと。 ① アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対し、補助金等の措置を講じること。 ② 栄養士の加配については必要とするすべての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置できるようにすること。

（回答）

民間保育所においては、平成 27 年度より「アレルギー対応等栄養士配置事業」として、食物アレルギー対応給食のほか、栄養指導・栄養管理の取り組みを充実させ、食の分野における児童の安全確保と食育の推進を目的に、栄養士を雇用するための経費を支援する制度を実施しております。

さらに、栄養士の加配については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、栄養管理加算の単価引き上げについて国に対して要望しております。

担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課（認可給付G）　電話：06-6208-8259

番号	（8）
項目	安全に散歩等の戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じること。

（回答）

大阪市では、現状の交通量に対して道路幅に余裕があり、地域の方々や沿道のみなさまから要望がある場合には、ガードレール等の設置や段差のある歩道の設置などの対策を行っています。

今後も、保育所等の施設関係者からの相談や要望に際しましては、大阪市関係局や大阪府警察本部とも連携しながら、散歩等戸外活動の移動経路の安全対策に取り組みます。

担当	建設局　道路河川部　道路課（交通安全施策担当）　電話：06-6615-6862

番号	（9）
項目	「こども誰でも通園制度」を子どもの生命や安全、権利が守られるよう制度設計すること。

（回答）

こども誰でも通園制度は、子どもの生命や安全、権利が守られるよう、国において、学識経験者等による検討会を経て設備運営に関する基準や「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」が定められており、本市ではそれらを踏まえて実施しています。

なお民間事業者によるこども誰でも通園制度の実施に関しては、令和７年度より児童福祉法の改正に伴い、民間事業者の経済的基礎や社会的信望、設備運営基準の適合状況について、児童福祉審議会に意見聴取したうえで大阪市が審査し、認可を行っています。また、認可後も指導・監査を実施することで、職員の配置状況の確認や在園児も含め安全に過ごすことができる環境となるよう助言・指導してまいります。

担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課（認可給付 G）　電話：06-6208-8665

番号	（10）
項目	職場に対立と分断を生みかねない不十分な「保育人材確保対策事業の拡充」を改善し、一時金の対象を保育士はもちろん、調理師や看護師など全職員にするとともに、経験年数に関わらず支給できるものにすること。

（回答）

保育士の定着支援事業につきましては、市長の施政方針である０～２歳児の保育料無償化を実現するため、増加する保育ニーズに対応するための保育の受け皿整備や保育人材確保などの待機児童対策として、その受け皿となる保育施設の保育士に対し実施するものです。事業構築にあたっては、保育施設からいただいたご意見を鑑み、本市の限られた財政状況の中で調整を図りながら、10 年目、15 年目、20 年目、25 年目の節目の保育士に対する給付を中心に検討を重ね、加えて、退職者が多い就職７年目までの保育士を対象としたところです。

保育士の処遇改善は全国的な課題であり、継続的に実施する必要があるため、国において推進されるべきものと考えており、保育士のさらなる労働環境改善や継続雇用の支援施策の充実が図られるよう、他都市と連携しながら、国に対して処遇改善に必要な財源措置を講ずるよう要望しております。

担当	こども青少年局幼保施策部幼保企画課（企画調整 G）　電話：06-6208-8257

番号	（11）
項目	精神疾患など様々な困難を抱える保護者への支援や相談、対応ができ、且つ民間保育園にも対応する家庭支援保育担当やソーシャルワーカーなどの専門職を少なくとも各行政区に１名は配置すること。

（下線部について回答）

本市の公設置公営保育所 46 施設において、児童・家庭支援担当主任を 36 名配置しており、業務内容は、家庭環境に配慮を要する児童の状況把握及び支援、各区子育て支援室との連絡調整・連携等となっています。

現在、民間保育所等に対する家庭支援を行うための職員やソーシャルワーカーを配置するための補助等は行っておりませんが、国の動向や民間保育所等からの要望を鑑み、必要に応じて検討してまいります。

担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課　　電話：06-6684-9345 こども青少年局幼保施策部幼保企画課（企画調整 G）　電話：06-6208-8031

番号	(12)
項目	災害時や感染症流行時においても安全を確保し、子どもの命と人権が守られるよう、乳児院、児童養護施設の職員配置基準を見直すこと。

（回答）

災害時や感染症流行時、特に新型コロナウイルス感染拡大防止期間については、厚生労働省通知により人員基準、設備等について柔軟な取り扱いが可能となりました。今後も災害時や感染症流行時には必要に応じて同様の通知が発出されると考えますが、各施設の状況や国の動向等に注視し、職員配置基準等の充実が図られるよう、必要に応じて、国に対して要望してまいります。

担当	こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課（要保護児童グループ） 電話：06-6208-8050

番号	(13)
項目	実態に即していない職員配置基準による人手不足のため、やむを得ず法人が独自に職員を採用する際に必要とする人件費に対し、大阪市として独自に予算措置を講じ、乳児院、児童養護施設における深刻な人材不足の解消のため、大阪市として早急に新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。

（回答）

本市においては、国の定める最低基準及び加算職員等の配置状況に基づき措置費保護単価を決定するとともに、併せて本市単独の加算制度である児童養護施設等入所（者）処遇向上援護費により国の定める基準に比して一定の改善を図っているところです。

職員配置の改善につきましては、本市としましては、施設の現状などを踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、国に対して要望してまいります。

担当	こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課（要保護児童グループ） 電話：06-6208-8050

番号	（14）
項目	夜間業務を伴う職員のみとなっている乳児院・児童養護施設職員に対する処遇改善加算について、全職員を対象とするよう国に要望すること。

（回答）

社会的養護処遇改善加算（Ⅰ）については、虐待等を受けた子どもや障がいのある子どもなどへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行うための加算であり、全職員を対象とするものではありません。全職員の処遇改善は措置費本体の改定により行うべきものと考えます。

全職員における社会的養護処遇改善加算は民間施設給与等改善費における処遇改善分の加算が令和元年度より１％増加し、３％に引き上げられ、その財源については配分職員に制限はないことから、職員の処遇改善に寄与するものと考えます。

また、令和４年度からは、社会的養護を担う施設及び事業所に従事する職員の処遇を改善するため、社会的養護従事者処遇改善加算が創設されており、こちらの加算については、非常勤職員も加算対象に含まれています。

担当	こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課（要保護児童グループ） 電話：06-6208-8050

番号	(15)
項目	「児童養護施設等における定着支援事業」について、「直接こどもや親への夜間を含む業務を行う常勤職員（常勤的非常勤職員含む）が対象」となっているが、全職員を対象とすること。

（回答）

大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金につきましては、児童養護施設等より、「夜間勤務や休暇がとれないなど」の勤務形態によるものや「給与面」の不満、「こどもへの対応が困難」といった理由による職員の離職が多いという意見と、社会的養護処遇改善加算（Ⅰ）の上乗せ加算が職員定着支援に役立つという意見が多く寄せられたため、交付対象の条件を設定したところです。

本事業は令和７年度より開始したところであり、今後、事業の効果検証を行い、より職員の定着支援に役立つ施策について検討してまいります。

担当	こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課（要保護児童グループ） 電話：06-6208-8050

番号	（16）
項目	様々な障害や疾患、短期、長期にわたる不登校など、困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院・児童養護施設において、子どもの実態に則した養育ができるよう改善すること。

（回答）

社会的養護を必要とする子どもの養育の充実につきましては、児童福祉法の職員配置の最低基準、加算措置に関わる問題であると認識しております。国におきましては、平成 23 年からの家庭支援専門相談員、個別対応職員の配置の義務化をはじめ最低基準や加算措置の改正が行われており、令和元年度からは民間施設給与等改善費における処遇改善分の加算により、職員の処遇改善が図られています。また、令和６年度からは社会的養護経験者の自立に向けて継続した支援を行うことを目的として年齢制限が撤廃されました。

本市におきましても、「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」に基づき、「児童養護施設等体制強化事業」や「乳児院等多機能化推進事業」を活用し、児童養護施設等入所児童に係る処遇向上等事業を実施しております。当該事業におきましては、被虐待児童等への処遇向上や、医療機関との連携強化、障がいを有する児童の円滑な受入と入所中の支援、職員の業務負担軽減のための補助者等の雇上げ補助、国家資格を有する者による専門的ケア等の充実を目的としております。

今後の国の動き等を注視し、必要に応じて国に要望してまいります。

担当	こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課（要保護児童グループ） 電話：06-6208-8050

番号	（17）
項目	保護者対応が難しくなっている中、ファミリーソーシャルワーカーの複数配置や保育士の精神疾患やコミュニケーションスキル、相談対応などの研修を推進すること。

（回答）

本市におきましては、入所児童の養育の充実を図るために、児童養護施設等職員の確保及び職員の研修受講による資質向上のための研修の参加費用についての補助事業を実施しているところです。

また、ファミリーソーシャルワーカー（家庭支援専門相談員）の業務にも位置づけられている保護者対応は、入所児童の養育の充実及び家庭復帰等に際しても、必要であることと認識しておりますが、職員配置の改善については、引き続き、国の動向を注視し、必要に応じて国に対して要望してまいります。

担当	こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課（要保護児童グループ） 電話：06-6208-8050

番号	（18）
項目	一時保護の単価を、生活費だけでなく委託費全体を、措置児並みに引き上げるよう、国に要望するとともに、大阪市として加算額を増額すること。

（回答）

一時保護委託にかかる単価については、平成 30 年度より一時保護委託開始当初の単価の見直しが行われており、1 ヵ月の一時保護が行われたと仮定した場合、一般生活費以外も措置児童と同等水準が支弁されることとなっています。

担当	こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課（要保護児童グループ） 電話：06-6208-8050

番号	(19)
項目	様々な通信機器などパソコンにかかる費用やシステムの事務経費を予算化すること。
（回答） 　パソコン等の通信機器やシステム導入にかかる費用につきましては、措置費（事務費）の中で対応いただくものと考えておりますが、施設職員の負担軽減は喫緊の課題であると認識しております。これにかかる対応については国の動向などを注視しながら必要性の検討を行ってまいります。	
担当	こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課（要保護児童グループ） 電話：06-6208-8050

番号	(20)
項目	利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児・者施設の職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。また、国の基準が改善されるまで、大阪市独自に加配すること。

（回答）

障がい児・者施設等の社会福祉施設では利用者の命と安全、人権を守ることができるよう、施設職員の人材確保・職員体制を整えることが重要です。

これまで、障がい福祉サービス等報酬改定での処遇改善加算等により、福祉人材に関わる賃金改善や処遇の改善が行われてきておりますが、国に対しては、給与、福利厚生の充実をはじめ、夜間勤務の軽減、労働時間の短縮に向けた職員配置基準の見直しに向けた財政措置を講ずるよう引き続き提案しているところです。

また、障がい児入所施設や障がい者支援施設等における安全面について一層の強化を図ることも大切と考えており、夜間支援体制を確保・強化した場合に報酬上十分な評価を行うよう国に対して要望しております。

今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、施設における支援の実態を踏まえ、適切な施設職員体制となるよう、国に対し働きかけてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	(21)
項目	障害児・者施設における職員の確保と定着を図るため、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど、実効ある措置を講じること。

（回答）

障がい児・者施設における福祉・介護の人材確保・処遇改善の取り組みについては、これまでの障がい福祉サービス等報酬改定においても継続的に見直しが行われてきました。令和８年度障がい福祉サービス等報酬改定においても、障がい福祉分野の人材確保および賃上げを実現するため、障がい児・者施設における処遇改善加算について、加算率の引き上げと、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分が設けられております。

今後について、福祉・介護人材の人員確保の実態を注視しながら、地域に応じた職員の確保や定着が効果的に図られるように、国に対して財政措置について要望するとともに、必要とする支援について検討してまいります。

なお、本市では、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する中核施設と位置付けており、福祉従事者向けの研修やモチベーション向上の取組の他、働きやすい職場環境を整えるなど職場定着・離職防止の取組を推進しています。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245 福祉局　生活福祉部　地域福祉課　電話：06-6208-7954

番号	(22)
項目	職員確保のための派遣会社や紹介業者への手数料や紹介料の支出が障害児・者施設の財政を圧迫している。大阪市として、手数料や紹介料の負担に対する助成を行うこと。

（回答）

障がい児・者施設における福祉・介護の人材確保・処遇改善の取り組みについては、これまでの障がい福祉サービス等報酬改定においても継続的に見直しが行われてきました。

令和８年度障がい福祉サービス等報酬改定においても、障がい福祉分野の人材確保および賃上げを実現するため、障がい児・者施設における処遇改善加算について、加算率の引き上げと、情報端末の導入等による生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分が設けられております。

本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	(23) ①
項目	障害児入所施設における職員配置基準について、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、国の基準が改善されるまで、職員が増員できるよう、大阪市としても予算措置を講じること。

（回答）

児童福祉法に基づく障がい児入所施設における人員配置基準については、令和３年度の基準省令改正において、主として知的障がい児を入所させる施設及び主として盲児又はろうあ児を入所させる施設における児童指導員及び保育士の総数が、おおむね障がい児の数を４で除して得た数以上とされ、従前よりも手厚い人員配置基準とされたところです。

本市としましては、障がい児入所施設における支援の実態を踏まえ、よりきめ細かな対応ができるよう職員配置基準の見直しや、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができるよう報酬単価への適切な反映等について、国に対して引き続き要望してまいります。

担当	福祉局障がい者施策部障がい支援課　　電話：06-6208-8076

番号	(23) ②
項目	入所理由の第１位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。

（回答）

障がい児入所施設に置くべき従業者やその員数については、国の要綱や基準省令により定められており、現状心理指導担当職員については配置が必ずしも求められておりませんが、通常置くべき従業者に加え心理指導担当職員を配置した場合には、心理指導担当職員配置加算が支弁される取扱いとなっております。

また、令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定において、被虐待児に対して関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合を評価するために、要支援児童加算が新設されています。

被虐待児は、一般的な生活の練習が不十分であることや、心に深い傷を負っていることから、信頼関係を築いたうえで、個別的な支援を必要とするため、本市においても、必要とする職員の配置や報酬等の改善について引き続き国に対し要望してまいります。

担当	福祉局障がい者施策部障がい支援課　　電話：06-6208-8076

番号	(23) ③
項目	小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。

小規模グループケア加算については、令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定において、より家庭的な環境による支援を促進する観点から、より小規模なケアの評価の見直しが行われました。また、サテライト型の評価について、安全な運営のために人員配置の強化を求めた上で、評価の見直しが行われています。

本市としましても、制度運用の実態を注視しながら、施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置について、引き続き国に要望してまいります。

担当	福祉局障がい者施策部障がい支援課　　電話：06-6208-8076

番号	(23) ④
項目	障害児入所施設も、「児童養護施設等における負担軽減・定着支援事業」の対象とすること。

（回答）

児童養護施設等に入所する児童の約7割が被虐待経験等のあるケアニーズの高い児童であり、十分なケアを行うには専門的知識や経験等に基づく高い支援力が必要となります。しかしながら、児童指導員等の離職率が高く、人材不足により施設の体制が安定せず、被虐待児等の受け皿不足により受入れ調整に時間を要していることで一時保護所の入所期間の長期化につながっている状況や、今後施設の小規模グループケア化により少人数での職員体制となり、業務負担が多く、職員の人材不足に拍車がかかることが危惧されることから、一時保護所における施設入所待ち児童の解消や、児童養護施設等において児童の受け入れができない状況の解消、こどもの支援力低下の防止などを目的として「児童養護施設等における負担軽減・定着支援事業」を実施しているところです。

障がい児入所施設については、障がい児は措置時においても、一時保護所ではなく障がい児入所施設に一時保護委託となることから一時保護所の長期化に至らないため、本事業の対象とはしていません。

今後について、障がい児通所、入所施設の児童や職員の実態を注視しながら、地域に応じた職員の確保や定着が効果的に図られるように、国に対して財政措置について要望するとともに、必要とする支援について検討してまいります。

担当	福祉局障がい者施策部障がい支援課　　電話：06-6208-8076

番号	(24)
項目	障害者共同生活援助（グループホーム）での職員による利用者虐待が増え続けている。現場では強度行動障害の利用者と１対１で長時間の対応が必要な場面が多い。大阪市として、グループホームに特化した虐待防止策について労働組合と協議し、策定すること。

（回答）

令和４年度より、グループホームを含む各障がい福祉サービス等事業では、虐待防止委員会及び虐待の防止等のための責任者の設置、従業者への虐待を防止するための研修実施などが義務化され、事業所が自ら虐待防止の措置を講じることが求められています。

また、事業所における具体的な対応などについては、令和５年７月に厚生労働省より「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」が出されており、強度行動障がいのある方への支援や虐待の防止についても掲載されております。

障がいのある方への虐待は、いかなる理由があっても許されないものであり、虐待を防止するために日頃から取組むことは極めて重要です。今後とも適切な支援と虐待の防止について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

担当	福祉局　障がい者施策部　運営指導課　　電話： 06-6241-6527

番号	(25)
項目	生活介護等の障害福祉サービスの利用に送迎は欠かせない。送迎も利用者支援の一環である。送迎加算ではなく、利用者を送迎する時間もサービス提供時間に含めるよう、国に要望すること。また、２種免許保有者などのプロドライバーの採用、配置に向けた大阪市独自の助成制度を創設すること。 併せて、障害者の送迎業務についてのあり方について、大阪市の見解を示されたい。

（回答）

生活介護事業所等における利用者の送迎については、障がいのある方の多様な特性に応じた送迎が安全かつ円滑に行われることが重要と考えております。

指定生活介護事業等における送迎加算については、区分 5～6 の重度障がい者や強度行動障がい者のほか、喀痰吸引等の医療的ケアを必要とする者（以下「重度障がい者等」という。）の利用状況に応じた送迎加算の上乗せが行われていますが、重度障がい者等の送迎は個別対応となる場合もあり、1 回の送迎につき 10 人以上が利用といった送迎加算の要件や、重度障がい者等の利用者の数の合計数が全体の 100 分の 60 以上といった送迎加算の上乗せ要件を満たすことが困難であるという課題があることも認識しております。

そのため、送迎加算や上乗せの要件に特例を設ける、又は要件の緩和や報酬単価の引き上げを行うなどし、障がいのある方の多様な特性に応じた送迎が円滑に行われるための措置を講じることについてや、障がい特性上、特段の配慮を要する重度障がい者等については、看護師等の同乗といった人員配置を行う場合や個別に送迎を行う場合における報酬上の評価を国へ要望しております。

本市としましては、今後とも国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め、引き続き国に対し働きかけてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	(26)
項目	就労継続支援 B 型の基本報酬について、平均工賃月額が高いほど基本報酬の単位数が高くなるといった成果主義的な報酬体系を見直すよう、国に要望すること。

（回答）

令和３年度報酬改定では、「利用者の就労や生産活動窓への参加等」をもって一律に評価する報酬体系が設けられ、就労継続支援Ｂ型事業所は、「平均工賃月額」に応じた報酬体系と「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を選択することができるようになりました。

これらの報酬体系については、来年度の報酬改定に向けて、国において検討がなされており、本市としてもその動向を注視してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　運営指導課　　電話： 06-6241-6527

番号	(27)
項目	自立訓練（機能訓練）の職員配置基準は６対１となっているが、視覚障害者に対する訓練は歩行訓練や日常生活動作訓練など１対１で行うものが多い。訓練を安全かつ効率的に行うためには職員配置基準を１対１にする必要があるが、まずは 2.5 対１以下に改善するよう国に要望すること。また、国の制度が改善されるまでの間、大阪市独自に職員を加配すること。

（回答）

自立訓練（機能訓練）事業の人員配置基準及び報酬体系等については、それぞれ「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」、「障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において定められています。

本市としましては、自立訓練（機能訓練）事業を利用する方のニーズに対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、当該事業の安定した事業運営に向けた適正な報酬単価の設定等、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8015

番号	(28) ①
項目	早川福祉会館点字図書室について、以下のことを要望する。 ①読書バリアフリー計画における早川福祉会館点字図書室の位置づけを明らかにすること。

(回答)

今年度策定予定の「大阪市読書バリアフリー計画（仮称)」において、大阪市立早川福祉会館点字図書室は、身体障害者福祉法に定める「視覚障害者情報提供施設」として、計画の推進を担う施設と位置づけて策定作業を進めております。

担当	教育委員会事務局　中央図書館　利用サービス担当　　電話：06-6539-3326 福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課　　電話：06-6208-8071

番号	(28) ②
項目	早川福祉会館点字図書室の契約を、プロポーザル方式ではなく、随意契約とすること。

（回答）

早川福祉会館点字図書室運営業務委託事業の事業者の選定については、透明性・公平性を担保するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用し、外部有識者の意見を参考にしながら、当該事業の委託先事業者を決定しています。

早川福祉会館点字図書室では、点字図書や点字刊行物の貸し出しをはじめ、点字・録音図書の作製など、様々な情報提供を行うことやボランティアの養成を通じて、視覚障がいのある方の社会参加の促進・福祉の向上に大きな役割を担っていただいているものと認識しており、今後も事業内容や取り組み状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課　　電話：06-6208-8071

番号	（29）
項目	点字図書館（日本ライトハウス情報文化センター、早川福祉会館点字図書室など）を大阪市介護予防ポイント事業の受入施設に追加し、音訳、点訳、録音図書編集、図書整理などの活動をポイント付与の対象とすること。

（回答）

本市では、介護予防のさらなる推進として、令和７年度から、「すこやかに かいご予防で いい人生」の頭文字を取った「すかいプロジェクト」を展開しています。

本プロジェクトの一環として「介護予防ポイント事業」を実施しており、高齢者の外出機会の増加や社会参加、就労的活動を支援し、高齢者の皆さまに社会的役割を担っていただくことで、介護予防を推進しています。

今後も、より多くの方にご参加いただけるよう、活動対象施設の拡大を含めて検討してまいります。

担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（介護予防推進 G）電話：06-6208-9957

番号	(30)
項目	全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。また「聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業」との連携について、必要に応じて当事者、事業受託団体との協議を実施すること。

(回答)

聴覚・言語に障がいのある方々に対するコミュニケーション手段の確保及び生活相談の重要性については、本市としても認識しており、複数の区役所において窓口案内業務のなかで手話通訳者を配置し、全区役所には手話通訳の拠点と遠隔での手話通訳が可能なタブレット端末を設置しております。

また、聴覚・言語に障がいのある方々への支援としまして、事業受託団体に手話通訳者の専任者を配置し、手話通訳者派遣業務及び聴言障がい者生活相談業務等を実施しております。

令和７年６月 25 日に「手話に関する施策の推進に関する法律」が公布・施行され、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であること、手話に関する施策を総合的に推進することなどが規定されました。今後の国の動きを注視しながら、引き続き、手話で対応できる市民窓口の充実に向けて、必要に応じて当事者等の意見も参考にしながら、検討を進めてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課　　電話：06-6208-8072

番号	(31)
項目	災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切に行われるよう、大阪市から専任の職員を配置するなど体制を整えること。

(回答)

(下線部について回答)

福祉避難所の設置・運営について、「福祉避難所・緊急入所施設 設置・運営マニュアル」に規定のとおり、災害時には必要な物資の調達・確保、看護師や介護福祉士等の専門職の資格を有する者を始めとした介護支援者の確保に努めてまいります。

担当	危機管理室危機管理課減災対策グループ　電話：06-6208-7380

番号	(31)
項目	災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切に行われるよう、大阪市から専任の職員を配置するなど体制を整えること。

(回答)

(下線部について回答)

本市では、災害が発生した際や、感染症が発生した際は、各発生段階に応じた高齢者及び介護サービス事業所等への対応を大阪府、危機管理、医療、福祉の関係部局及び関係団体等と連携し対応してまいります。

介護施設等は、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の作成が義務付けられており、感染症や災害が発生した場合の対策として、必要な研修及び訓練の実施等、日ごろから備えをしておくことが重要であり、業務継続計画が未策定とならないよう、集団指導や運営指導を通じ、指導・助言に取組んでまいります。

担当	福祉局高齢者施策部高齢福祉課	電話：06-6208-8026
	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導Ｇ）	電話：06-6241-6310

番号	(32)
項目	大阪府と連携して、災害発生時に感染症などから高齢者を避難、隔離できる福祉避難所を整備すること。

（回答）

災害時避難所における感染症対策について、「避難所開設・運営ガイドライン」にて規定し、周知を図っております。また、感染症の疑いのある方を対象とした療養スペースを設けることとしており、必要に応じて区災害対策本部より派遣された保健師等の判断のもと、医療機関等への移送を行います。なお、福祉避難所とは、日常生活において常時介助が必要であり、一般の災害時避難所では生活が困難な方々のために開設される避難所のことを指し、各区において確保に向けて取り組んでおります。

担当	危機管理室危機管理課減災対策グループ　電話：06-6208-7380

番号	(33)
項目	高齢者福祉分野において、災害や感染症の感染拡大により利用自粛等で減収になった場合、大阪市として補填すること。

（回答）

災害時や感染症の感染拡大時には、状況に応じて国から、介護保険施設等の人員基準や介護報酬請求上の特例措置等について別途通知が発出されることが想定されるため、当該通知を速やかに市内の全事業所へ周知するとともに、当該通知に基づき、必要な支援措置を講じることができるよう努めてまいります。

また、介護保険施設等の事業者には、災害時や感染症の感染拡大時においても業務を継続できるよう、業務継続計画（BCP）を策定することが義務付けられています。

本市では、介護施設等において業務継続計画が適切に策定・運用されるよう、引き続き、集団指導や運営指導等を通じて指導・助言に取り組んでまいります。

担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理G）　電話：06-6208-8028 福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導G）　電話：06-6241-6310

番号	(34)、(35)
項目	(34) 養護老人ホームと特別養護老人ホームについて、体調の悪い介護職員が気兼ねなく休めるよう、大阪市として職員の増員のための財政支援を講じること。 (35) 養護老人ホームと特別養護老人ホームについて、夜勤の介護職員の体制を強化するため、大阪市として支援策を講じること。

(回答)

社会福祉事業にとって、安定したサービス提供体制や良質なサービス水準の確保は大変重要であり、近年の現状を踏まえた必要な措置費単価の設定等について、国に対し要望を行っているところです。

なお、令和８年度介護報酬改定における改定率が公表されたこと等を踏まえて、令和８年１月 13 日付け厚生労働省事務連絡「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について」において、地方自治法第 245 条の４第１項の規定による技術的助言が示され、また、令和８年４月９日付け厚生労働省事務連絡「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例について」において、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例が示されました。

本市では、当該事務連絡で示された老人保護措置費に係る支弁額等の改定にあたり、単価改定の考え方や実施時期等の詳細を厚生労働省へ確認するとともに、他市の対応状況も調査し、今後の対応を検討しているところです。

担当	福祉局　高齢者施策部　高齢福祉課　　電話：06-6208-8026

番号	(34)、(35)、(37)
項目	(34) 養護老人ホームと特別養護老人ホームについて、体調の悪い介護職員が気兼ねなく休めるよう、大阪市として職員の増員のための財政支援を講じること。 (35) 養護老人ホームと特別養護老人ホームについて、夜勤の介護職員の体制を強化するため、大阪市として支援策を講じること。 (37) 高齢者福祉分野において、人材不足の背景にある低い賃金を引き上げるため、大阪市として財政支援を講じること。

（下線部について回答）

介護保険は、全国統一の制度であり、介護保険サービス従事者等の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応するべきものであることから、本市として、国に対し引き続き要望を行ってまいります。

担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理G）　　電話：06-6208-8028

番号	(36)
項目	特別養護老人ホームについて、利用料等の負担を軽減するため、大阪市として支援策を講じること。

（回答）

特別養護老人ホーム（以下、特養）の利用料は、本人や世帯の所得状況に応じた１割、２割または３割の利用者負担をいただいておりますが、利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っております。段階判定に用いる年金収入等の基準額については、物価や賃金の高騰に伴う年金額の引き上げにより老齢基礎年金（満額）の支給額が引き上げられたことに伴い、令和７年８月から 80 万 9,000 円以下に、令和８年８月からは 82 万 6,500 円以下に改定されております。

大阪市としては高額介護サービス費受領委任払いも行っており、特養の利用者負担額について、高額介護サービス費の上限額を利用料としてお支払いいただくことで、利用料の一時的な負担を軽減しております。

また、各医療保険における世帯内の１年間の介護保険と医療保険のサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、申請をいただくことで高額医療合算介護サービス費等を支給しております。

加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給される制度がございます。この制度についても、高額介護サービス費と同様に段階判定に用いる年金収入等の基準額が、物価や賃金の高騰に伴う年金額の引き上げにより老齢基礎年金（満額）の支給額が引き上げられたことに伴い、令和７年８月から 80 万 9,000 円、令和８年８月からは 82 万 6,500 円に改定されております。

さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところであります。

担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ）　電話 06-6208-8033

番号	(38)
項目	報酬改定によって訪問介護事業の報酬は大きく削減され、在宅介護で大きな役割を果たしている訪問介護事業所の閉鎖や統合、倒産が増えている。大阪市の訪問介護事業を継続させていくため、大阪市として事業への支援策を早急に実施するとともに、国に対して介護報酬の引き上げを強く要望すること。

（回答）

介護報酬の改定にあたっては、人口構造や社会経済状況の変化に加え、各サービス事業所等の経営状況を踏まえ、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、有識者や関係団体等からの意見も聞きながら検討されてきたところです。

厚生労働省が実施した令和５年度介護事業経営実態調査にて、訪問介護の収支差率が 7.8％と全介護サービスの収支差率の 2.4％を大きく上回っており、このような状況も含め、国において検討された結果、介護サービス全体でプラス 1.59％の報酬改定が示される中、訪問介護について約 2.4％のマイナス改定となりました。

一方、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、これまでの介護報酬改定において「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設され介護職員の賃金改善が図られてまいりました。

さらに、令和６年度の報酬改定においては、事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から「介護職員等処遇改善加算」への一本化が行われ、加算率も 2.5％引き上げられました。

さらに令和９年度介護報酬改定を待たず期中改定として、令和８年度介護報酬改定が実施され、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、処遇改善加算に新たな加算区分が設けられ、介護職員について最大 6.3％の賃上げが実現する措置が講じられ、介護職員のみならず、その他の介護従業者も処遇改善加算の対象とされたところです。

なお、訪問介護の処遇改善加算については、引き続き他の介護サービスよりも高い加算率が設定されており、最上位の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロでは 28.7％、最下位の介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）でも 17.0％となっており、特別養護老人ホームの最上位 17.6％や、介護老人保健施設の最上位 9.7％、通所介護の最上位 12.0％などと比べても極めて高い加算率が設定され ています。

本市では、「介護職員等処遇改善加算」等の手続きについて、ホームページでの周知はもちろんのこと、各事業所へメールやＦＡＸでの周知を複数回行うなど、事業者の皆様に処遇改善加算を取得していただけるよう、より丁寧な案内に努めています。さらに、令和７年度には処遇改善加算の取得を促進するための、取得促進事業を実施いたしました。 また、従業者への配分方法について、全従業者への周知が不足していることが判明した場合は、 事業者に対し指導を行い、

「介護職員等処遇改善加算」等を取得することで得られる増収分が、 確実に賃金として従業者に配分されるよう努めているところです。 　介護保険は全国統一の制度であり、国による適切な介護報酬の設定がされるよう、国に対し要望を行ってまいります。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理G）　電話：06-6208-8028 福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導G）　電話：06-6241-6310

番号	(39)
項目	大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、高齢化・孤立化がすすむ地域福祉活動支援や災害時においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配など行い、地域を支えられる正規職員を増員すること。

(回答)

本市と大阪市社会福祉協議会においては、地域福祉活動の支援に係る連携協定を締結し、だれもが安心して暮らせる地域づくりのための取組みを行っております。また、災害時におけるボランティア活動支援に関する協定を締結するなど、防災の面においても連携を行っております。さらに、区役所においては、区社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動の推進に向けた情報共有と協力体制の強化を図り、災害等への対応に関しても、防災訓練を行うなど相互に協力・連携を行う必要があるものと認識しています。

しかしながら、地域福祉活動支援や災害時に対応できる体制の構築といった人員配置に関することについては、各々の福祉職場において、雇用主との間で検討されるべき事項であると考えております。

本市と社会福祉協議会が連携・共同して地域福祉を推進していくためにも、社会福祉法に基づいて社会福祉協議会が実施する事業に対する交付金を支出するとともに、今後も引き続き、本市と社会福祉協議会が双方の役割分担のもと、地域福祉活動を支援する取組に努めてまいります。

担当	福祉局　生活福祉部　地域福祉課　　電話：06-6208-7973

番号	（40）
項目	大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げること。

（回答）

福祉を推進する各種事業において外部委託により実施できるものについては、公募により受託事業者を決定しております。

外部委託により実施するとした各種事業を公募するにあたっては、それぞれの事業を委託により実施するために必要な事業費を適正に算定しております。

また、契約期間については原則として単年契約となりますが、事業継続を必要とする事業については、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 号に基づき複数年での契約を行っております。

担当	福祉局　生活福祉部　地域福祉課	電話：06-6208-7958
	福祉局　生活福祉部　自立支援課	電話：06-6208-7959
	福祉局　高齢者施策部　介護保険課（認定グループ）	電話：06-4392-1727
	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課（認定グループ）	電話：06-4392-1730
	福祉局　高齢者施策部　地域包括ケア推進課	電話：06-6208-8060
	福祉局　高齢者施策部　高齢者福祉課　いきがいグループ	電話：06-6208-8054

番号	（41）
項目	コミュニティーソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。

（回答）

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」においては、現在、全市にコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）を 98 名配置し、実施しております。

また、各区における地域の特性等に応じて、区独自の取組と併せて事業を実施しており、各区・地域の実情に応じた取組を進めております。

今後も事業内容や各区における取組状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。

担当	福祉局　生活福祉部　地域福祉課　電話：06-6208-7954

番号	(42)
項目	要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができる ようにすること。

（回答）

要介護・障がい支援区分認定調査業務の委託につきましては、中立性・公平性を図り当該調査を適正に実施することが求められております。

要介護・障がい支援区分認定調査業務にかかる委託契約の条件等については、この間の人件費の上昇等も考慮して事業費を積算するとともに、マーケットサウンディング（市場調査）を実施し、参入しやすい公募条件や法人のアイデア等、事業者の意見をお聞きしたうえで、要介護認定調査業務と障がい支援認定調査業務を一体的に委託することとし、市内 25 ブロック毎に令和７年度から９年度までを契約期間とする長期継続契約で複数の法人と契約いたしました。

今後も事業者等と充分に連携・協議しながら、円滑かつ適正な認定調査業務が実施できるよう努めてまいります。

担当	福祉局　高齢者施策部　介護保険課（認定Ｇ）　　電話：06-4392-1727 福祉局　障がい者施策部　障がい支援課（認定Ｇ）　電話：06-4392-1730

番号	（43）
項目	日常生活支援事業（あんしんさぽーと事業）は、独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性をふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保し、利用者の権利が守られるよう、国に対しても要求し、正規職員の大幅増員を行うこと。

（回答）

日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと事業）につきましては、社会福祉法に定める福祉サービス利用援助事業として、実施主体である大阪市社会福祉協議会が事業のための体制整備、人員配置を行っており、本市としては、市民の権利擁護を推進することを目的に、当該事業に対し補助を行っているところです。

平成 26 年度には、利用者増への対応と体制強化を図るため、専門相談員を大幅に増員できるよう、大阪市社会福祉協議会への補助金を増額いたしました。

しかしながら、平成 27 年度に補助金の特定財源である国庫補助の大幅な見直しが行われたことにより、「利用者１人あたり」による算定基準に改められ、この算定基準によっては必要な財源確保がかなわないため、国に対し個別協議を実施しているところです。平成 31 年度には、平成 30 年度に比べて国庫補助算定基準額がわずかに引き上げられましたが、十分な額とは言い難く、本市の補助事業として円滑な事業運営が図られるよう、引き続き国に対し財源措置に関する要望を行うとともに、今後とも予算確保に努めてまいります。

担当	福祉局　生活福祉部　地域福祉課（相談支援）　電話：06-6208-7974

番号	（44）
項目	生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障がい者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、２層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず、大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。２層コーディネーター配置にあたっては、安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。

（回答）

生活支援体制整備事業については、受託者である各区社会福祉協議会に対して、生活支援コーディネーターの配置及び各事業の実施を委託しております。生活支援コーディネーターの配置は急激な高齢化の進展に伴う喫緊の課題解決に向けた施策であり、各区社協の地域支援員が行う地域づくりをベースに、各区社協の地域支援員と連携を図りながら、地域支援員では対応できなかった高齢者に特化した生活支援・介護予防サービスの開発等を行っております。

また、生活支援コーディネーターが効果的に活動できるよう、受託者である各区社会福祉協議会が各区役所と連携して策定した年間事業計画に基づく取組みに対して検証・見直しを行い、PDCA サイクルに沿って進めているところです。

なお、有識者会議の意見を踏まえ、第２層コーディネーターの配置についても、有機的な連携や、効果的な支援体制の構築を図るため、第１層コーディネーターと同様に各区社会福祉協議会へ委託しており、生活支援コーディネーターの配置にあたっては、第２層だけでなく、第１層も含めた柔軟な職員体制及び事業実施体制が確保できるよう努めております。

担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケア G）電話：06-6208-8060